



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 182 / 2026年2月号

発行日：2026年2月16日

厳しい冬の寒さと雪の中、第51回衆議院議員総選挙の投開票が行われました。日本初の女性首相である高市早苗氏が率いる自民党が単独で「3分の2」を超える議席を獲得し、歴史的な勝利を収める結果となりました。一方で、野党第一党の中道改革連合が大幅に議席を減らすなど、日本の政治地図が大きく塗り替えられた一夜となりました。

今回の選挙では、物価高への対応や食料品の消費税減税、そして防衛力の強化といった、私たちの生活と安全に直結する課題が正面から問われました。有権者が下したこの「審判」は、現政権の掲げる積極財政や改革路線への期待の表れであると同時に、これから日本が歩むべき道筋に対する重い期待と責任を託したものと言えるでしょう。

最新情報（2026年1月1日～2026年1月31日）

1. 業種別委員会

該当なし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 1月16日	お知 らせ	監査契約書（学校 法人（認可申請監 査））様式の更新に ついて	非営利法人委員会実務指針第46号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産の一覧の監査の取扱い及び監査報告書の文例」（2026年1月15日付け学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正）及び法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」（2025年3月18日付け改正）を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新しまし	—

		<p>たので、お知らせいたします。</p> <p>学校法人の認可申請監査</p> <p>様式4－1（旧様式4）（個人用）</p> <p>様式4－2（旧様式5、6）（監査法人用）</p> <p>なお、従前の監査法人用の様式では指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けていましたが、今回の様式では「指定社員制度の利用あり」に統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いは注書きで補足いたしましたので、ご留意ください。</p>	
--	--	---	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 1月16日	実務 指針	非営利法人委員会 実務指針第46号 「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産の一覧の監査の取扱い及び監査報告書の文例」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について（学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正）	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年1月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第46号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産の一覧の監査の取扱い及び監査報告書の文例」（「学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」）を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本実務指針は、2023年5月の私立学校法の改正を受けて「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）が2024年（令和6年）8月6日付で改正され、同告示に基づいて行われる公認会計士監査の監査対象となっている書類の名称が「財産目録」から「財産の一覧」に変更されたこと等を踏まえ、学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い及び監査報告書の文例」について所要の見直しを行ったものです。</p> <p>本実務指針は、財産の一覧の作成日が2026年2月1日以後の財産の一覧の監査から適用されます。</p> <p>本実務指針の検討に当たっては、2025年11月12日から同年12月15日までの間、草案を公開し、広く意見を求めております。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますので、ご参照ください。</p>	－

2026年 1月20日	公開 草案	「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A」の一部改訂について（公開草案）	<p>2025年9月29日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂されました。</p> <p>これを受けて日本公認会計士協会（公会計委員会）は、総務省行政管理局及び財務省主計局と「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A」の改訂について検討しました。</p> <p>このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることがいたしました。</p> <p>本公開草案についてご意見がございましたら、2026年2月20日（金）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）及び職業（法人その他の団体にあっては業種）をご記入の上、下記の宛先に電子メールでお寄せください。</p> <p>お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は有効として取り扱わぬことをあらかじめご了承ください。</p>	—
2026年 1月29日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第44号 「学校法人の理事者確認書に関するQ & A」の公表について	<p>日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2026年1月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会研究報告第44号「学校法人の理事者確認書に関するQ & A」を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本研究報告は、2023年（令和5年）の私立学校法及び私立学校振興助成法の改正を踏まえ、私立学校法に基づく会計監査人監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査及び寄附行為の認可申請時に行う公認会計士監査において公認会計士又は監査法人が理事者から入手する理事者確認書に関する特有の留意事項について、Q & Aとして示すとともに、監査基準報告書580「経営者確認書」に基づく理事者確認書の具体的な記載例を示したものでです。</p>	—

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 1月16日	意見	「企業内容等の開示に関する内閣	2025年11月26日に、金融庁から、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等」が公表さ	—

		<p>府令の一部を改正する内閣府令「(案)等」に対する意見について</p> <p>れ、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（企業情報開示委員会）では、本改正案に対する意見を取りまとめ、2025年12月24日付けで提出しましたのでお知らせいたします。</p>	
2026年 1月26日	周知	<p>新規上場会社等の会計不正事例を踏まえた監査上の対応について（通知）</p> <p>昨今、新規上場会社等の財務諸表における不正事例や、これに基づく虚偽表示の訂正事案等が発生し、財務情報の信頼性について利害関係者からの懸念が高まっています。</p> <p>当協会は、会計不正事例に関する会員の監査実施状況について調査及び審査を行い、監査の社会的信頼性を維持向上させるため、最近の新規上場会社等の会計不正事例を踏まえて、監査業務実施上の留意事項を改めてまとめたのでお知らせします。</p> <p>上場会社等の監査を行う監査事務所の皆様には、監査基準等の要求事項を遵守し、特に本通知で示す留意事項やチェックポイントを踏まえ、監査業務の全過程を通じて職業的懐疑心を保持し、引き続き適切な監査を実施していただくようお願いします。</p>	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2024 年に華々しく上場を飾ったはずの AI 開発企業が、2025 年 7 月の不正会計発覚を経て、わずか 1 年足らずで会社清算へと追い込まれることになりました。不正発覚直後に民事再生申請が行われましたが、スポンサー不在のまま上場廃止、そして解散という結末に至りました。

この事態を受け、東京証券取引所は再発防止に向けた審査体制の厳格化を打ち出しました。今後は、循環取引のリスクが懸念される「代理店利用比率の高いビジネスモデル」や、不正の予兆となり得る「監査人の交代」があったケースなど、リスクの所在に応じてこれまで以上に踏み込んだ審査が行われることになります。また、形式的な整備に留まりがちな内部通報体制の実効性等を重点的な確認事項とし、不正リスクの情報収集・分析に AI 技術を導入するとしています。

これらは一見、新規上場を目指す企業への規制強化に見えますが、本質的にはすべての上場会社が直面すべき課題です。上場維持のハードルが実質的に引き上げられた今、既存の上場企業においても、現在の管理体制が形骸化していないか、真に機能しているかを改めて問い合わせ時期に来ていると言えるでしょう。

不正会計という一石が投じた波紋は、もはや一企業の破綻に留まらず、日本市場全体における「ガバナンスの質」を厳しく問うものとなっています。不測の事態を防ぐためにも、平時からの透明性の確保と、経営層による主体的な内部統制の強化がこれまで以上に強く求められています。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町 1 番 1 号 揚場ビル 3 階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703